

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道旭川市近文町 20 丁目 1120 番地 21

氏 名 株式会社道北舗道  
代表取締役 沼田 浩光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 今津 寛 介 印



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 12 月 26 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 12 月 26 日

1 事業の範囲

**破碎** (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)。以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 **がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設**

設置場所 北海道旭川市西神楽 1 線 13 号 247 番 14

設置年月日 平成 6 年 7 月 25 日

処理能力 (がれき類)

320 t / 日 (8 時間)、40 t / 時間

(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

320 t / 日 (8 時間)、40 t / 時間

届出年月日 平成 13 年 4 月 27 日

施設の種類 保管場所 1

設置場所 北海道旭川市西神楽 1 線 13 号 247 番 14、244 番 40

面積 3,802.5 m<sup>2</sup>

種類

・がれき類

保管上限 14,950.5 m<sup>3</sup>

高さ 6.3 m

(第2面)

施設の種類 保管場所2  
設置場所 北海道旭川市西神楽1線13号244番40  
面積 30㎡  
種類  
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
保管上限 10.1m<sup>3</sup>  
高さ 0.8m

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

令和3年12月26日 許可の更新

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~無